

昭和二十三年六月十日提出
質問 第一三三号

町村農地委員会の不法行為に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十三年六月十日

提出者 山口 武 秀

町村農地委員会の不法行爲に関する質問主意書

茨城縣潮來町農地委員会は、昭和二十二年四月十日より同二十三年三月十九日までの間において、約二十五件の小作地返還問題について、正式会議をもつて審議し、「耕作権は地主にあることを決定する。」などの決定をなしている。そして、その決定書又は裁定通知書なるものを關係小作人及び地主に發送している。その結果、小作人が地主に耕地を返還する如き事態の発生を見ているのである。これと同様のことを茨城縣東茨城郡中妻村農地委員会も行い、同様の事態を生じさせている。

- 一、かかる町村農地委員会の行爲は、農地調整法違反であるが、政府はかかる違反行爲を生ぜしめないよう、これまで町村農地委員会の活動につき、如何に調査をし、指導してきたのであるか。
- 二、かかる行爲をなした町村農地委員会は農地改革阻害として解散に値するとは思わないか。
- 三、この種の問題は、全国的にも相当数あることではないかと思われるが、政府はこの調査、更にそれらに対して必要な処置を講ずる意向はないか。

右質問する。